

静岡県立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

平成 20 年 4 月 1 日 規程第 136 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動を推進するために、静岡県立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) FD 推進のための企画及び実施に関すること。
- (2) その他 FD 推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部ごとに、教授又は准教授のうちから選出された者 1 人
- (3) 研究科及び研究院ごとに、教授又は准教授のうちから選出された者 1 人
- (4) 短期大学部の教授又は准教授のうちから選出された者 1 人
- (5) 学生部長
- (6) 短期大学部学生部長
- (7) 教務委員長
- (8) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 2 号から第 5 号及び第 9 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の者をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席さ

せ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。